【答申文　〈コープさっぽろ　すながわ店〉】

（答申）

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

（理由）

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第４条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、大規模小売店舗立地法第４条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

砂川市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からは、駐車場の出入口の位置の変更及び周辺交通に対する影響への配慮に係る意見が提出されているが、これに対して設置者からは適切に対応する旨の回答がなされている。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。